

広報いずみ



(マイナンバー全集)



平成27年4月号～平成28年8月号



出水市

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信 ①



次回から
詳しく
説明するね！

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度が始まります！

2013年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、本年10月から全国一斉にマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。

マイナンバー？



- 個人情報の取り扱いにあたっては個人情報保護法よりも厳しい基準が設けられています。
- 個人情報の特定の機関に集約されることはありません。（分散管理方式）
- マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
- 個人情報が特定の機関に集約されることはありません。

個人情報の保護について

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。



個人番号カードイメージ図

- 3 行政事務等の効率化
- 2 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

1 国民の利便性の向上
各種申請に必要な添付書類が省略され、申請等手続きが簡単になります。

○原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わらず、2016（平成28）年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続に使用されます。

マイナンバー（個人番号）とは
○国民一人一人が持つ、12桁の番号のことです。
○本年10月から各世帯にマイナンバーの通知カードが送付されます。

個人番号カードとは

個人番号カードは、券面に基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）、マイナンバー、本人写真などが記載されたカードのことで、マイナンバーの通知カードが送付された後に、顔写真とともに申請することで、2016（平成28）年1月以降に交付を受けることができます。

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付、e-Taxなどに利用することができます。
マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター（有料）
☎0570-201017
- 8（全国共通ナビダイヤル）
☎0570-201029
- 1（外国語（英語）対応）
※午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始除く）
- ホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

企画課行政改革係
☎4037

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信 ②

— 個人情報保護に対する取り組みについて —

マイナンバーキャラクター



マイナちゃん

僕の個人情報は大丈夫なの？
個人情報の一元管理とか、成りすましが多発するとか耳にするけど。



マイナンバー制度ではさまざまな個人情報保護対策に取り組んでいるよ。
今回は個人情報保護に対する取り組みを紹介するね。

マイナンバー制度が導入されても、個人情報はこれまでと同じように各行政機関等が保有し、必要と認められる場合に限り、情報の照会・提供を行う分散管理と呼ばれる方法で管理されますので、個人情報特定の機関に集約されることはありません。

- マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
- 社会保障分野
 - ・ 年金 年金の資格取得・確認・給付など
 - ・ 労働 雇用保険の資格取得・確認・給付、ハローワークの事務など
 - ・ 医療 医療保険の保険給付・保険料の徴収など
 - ・ 福祉 福祉分野の給付（生活保護など）
 - 税分野 確定申告・源泉徴収などの事務
 - 災害対策分野 被災者生活再建支援金の支給など
- ※このほかに、社会保障・税・災害対策分野に関する事務やこれらに類する事務で、自治体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することがあります。
- 個人情報が特定の機関に集約されることはありません。

問い合わせ先

企画課行政改革係

☎ 4037

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

○ ホームページ（内閣官房）

※ 午前9時30分～午後5時30分

（土・日、祝日、年末年始除く）

8（全国共通ナビダイヤル）

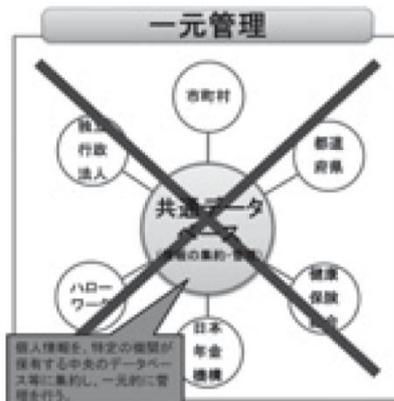
（☎ 0570-201017）

○ コールセンター（有料）

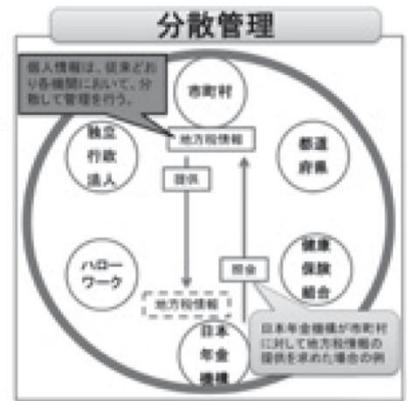
マイナンバー制度に関する問い合わせ先

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

一元管理



分散管理



個人情報の取り扱いには、個人情報保護法より厳しい基準が設けられています。

行為	マイナンバー法による罰則	個人情報保護法による罰則 (行政機関・独立行政法人等)
個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役、 200万円以下の罰金または併科	2年以下の懲役 または100万円以下の罰金
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供または盗用	3年以下の懲役、 150万円以下の罰金または併科	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金

つるのしんと
マイナちゃんによる **マイナンバー通信 ③**

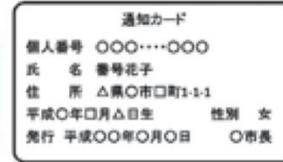
—マイナンバー（個人番号）について—

マイナンバーキャラクター



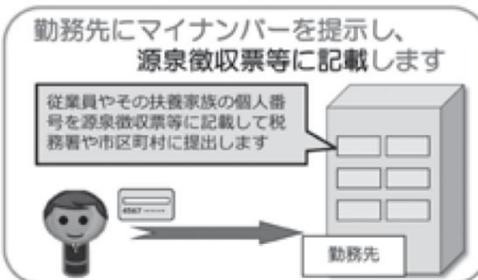
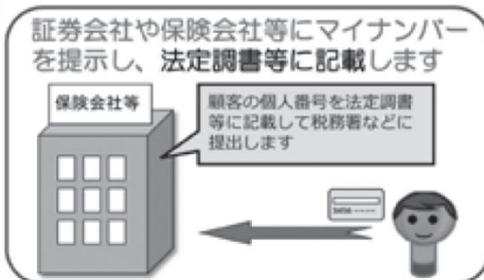
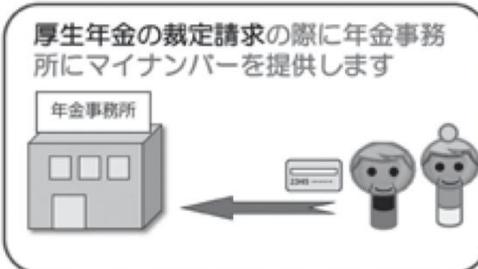
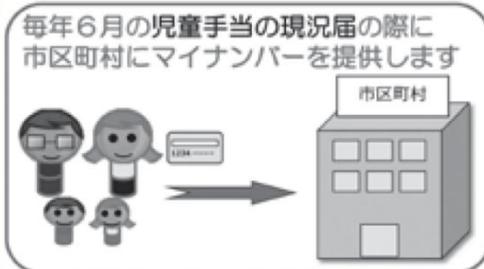
僕のマイナンバーはいつわかるの？
マイナンバーはどんな時に必要なの？

本年10月から各世帯にマイナンバーの記載された通知カードが送付されて、来年1月からは、行政手続きでマイナンバーが必要になるよ。
今回はマイナンバーについて紹介するね。



マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きおよびこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にのみ利用することができます。

本年10月からマイナンバーが通知されます。
○10月から各世帯にマイナンバーの通知カードが送付されます。
○通知カードは住民票の住所に届きます。
○通知カードは大切に保管してください。
○原則として、マイナンバーは一生変更されません。
来年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。



個人情報の保護について

- マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
- 個人情報が特定の機関に集約されることはありません。（分散管理方式）
- 個人情報の取り扱いに当たっては個人情報保護法よりも厳しい基準が設けられています。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先
○コールセンター（有料）
☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
☎0570-20-0291（外国語（英語）対応）
※午前9時30分～午後5時30分（土・日、祝日・年末年始除く）
○ホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
問い合わせ先 企画課行政改革係 ☎4037

つるのしんと
マイナちゃんによる **マイナンバー通信 ④**

—通知カードについて—

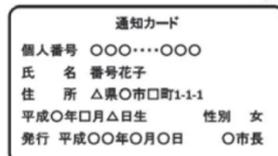
マイナンバー
キャラクター



マイナちゃん

引越しなどにより住所が変わったときは、市役所の窓口で訂正が必要になるよ。
今回は通知カードについて紹介するね。

ことし10月に通知カードが送られてくるみたいだけど、住所が変わったときはどうするの？



通知カードイメージ図

記載事項が変更になった場合は

通知カードに記載されている内容に変更が生じた場合は、市役所の窓口（市民生活課または各支所総合市民課）で訂正が必要になります。

届け出事項	届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの
市外から転入したとき (転入届)	住所を定めた日から14日以内	本人または世帯主	1 転出証明書 2 国民健康保険証（加入者のみ） 3 年金手帳 4 本人確認書類（運転免許証等） 5 通知カード
市内で住所を変えたとき (転居届)	転居後14日以内	本人または世帯主	1 国民健康保険証（加入者のみ） 2 後期高齢者医療被保険者証（受給者のみ） 3 本人確認書類（運転免許証等） 4 通知カード
結婚するとき（婚姻届）	届けた日から効力を生じます	夫と妻	1 婚姻届書 2 戸籍謄本（出水市に本籍がない方のみ） 3 届出人双方の印鑑 4 国民健康保険証（氏が変わる方のみ） 5 本人確認書類（運転免許証等） 6 通知カード（氏が変わる方のみ）

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

○コールセンター（有料）（☎0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル））

※午前9時30分～午後5時30分（土・日、祝日、年末年始を除く）

○ホームページ（内閣官房） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先 企画課行政改革係（☎63 - 4037）

つるのしんと
マイナちゃんによる **マイナンバー通信** ⑤

—個人番号カードについて—

マイナンバーキャラクター



個人番号カードは、平成28年1月から希望者に対して交付されるよ。
今回は個人番号カードについて紹介するね。

個人番号カードはいつから交付されるの？
僕の住基カードはどうなるの？



来年少1月から希望者に個人番号カードを交付

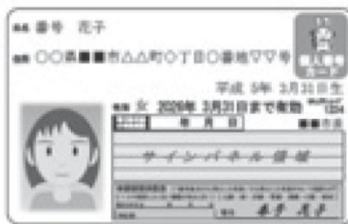
○通知カードが届き次第、個人番号カードの申請ができます。
○個人番号カードの申請書と返信用封筒は、通知カードと同封して送付されます。

○交付手数料は無料です。
○住基カードをお持ちの方は、カードに記載されている有効期限までは利用することが可能ですが、個人番号カードを申請されますと、住基カードは返却していただきます。

個人番号カードイメージ図



裏面



表面

個人番号カードの申請方法

10月になると、各世帯に通知カードが送付されます。

通知カードが届いたら、個人番号カードの申請をすることができます。申請は、返信用封筒に必要な書類を入れ、郵送により申請する方法か、スマートフォン等によりインターネットで申請する方法があります。

※その他の申請方法も準備予定です。決まり次第お知らせします。

個人番号カードはいろいろなメリットがあります。

○マイナンバー（個人番号）の証明書として利用できます。
○本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。

○コンビニで各種証明書（住民票、印鑑証明書、所得証明書）が取得できます。
○各種行政手続きのオンライン申請（e-Tax等）が利用できます。

※将来は、健康保険証としての利用など様々な活用方法について、検討されています。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

○コールセンター（有料）

☎0570-20-0178

（全国共通ナビダイヤル）

☎0570-20-0291

（外国語（英語）対応）

※午前9時30分～午後5時30分

（土・日、祝日・年末年始除く）

○ホームページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

本庁企画課行政改革係 ☎634037

個人情報の保護について

●マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
●個人情報が特定の機関に集約されることはありません。（分散管理方式）

●個人情報の取り扱いに当たっては個人情報保護法よりも厳しい基準が設けられています。

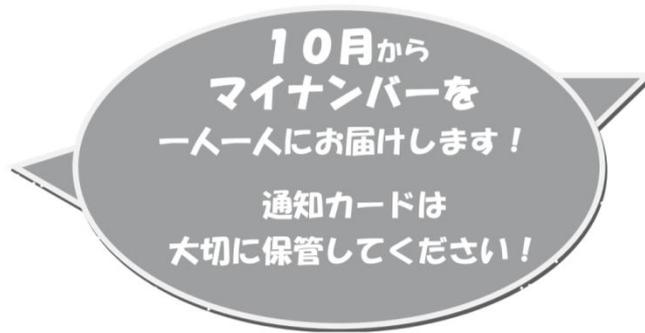
つるのしんと
マイナちゃんによる **マイナンバー通信** ⑥

ーマイナンバーが通知されます①ー

マイナンバーキャラクター



マイナちゃん



マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター（有料）（☎ 0570 - 20 - 0178）（全国共通ナビダイヤル）
（☎ 0570 - 20 - 0291）（外国語（英語）対応）

※午前9時30分～午後5時30分（土・日、祝日および年末年始除く）

- ホームページ（内閣官房） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

個人情報保護について

- マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
- 個人情報が特定の機関に集約されることはありません。（分散管理方式）
- 個人情報の取り扱いに当たっては個人情報保護法よりも厳しい基準が設けられています。

通知カードの送付先登録

本年10月5日（月）の番号法施行に伴い、個人番号（マイナンバー）が全国民に付番され、住民票の住所に通知カードが送付されます。通知カードが皆さんに確実に届けられるように、住民票の住所と異なる住所に住んでいる人は、市役所に住所変更を届け出ていただく必要があります。

通知カードを送付するための居所登録
やむを得ない理由により住民票の住所において通知カードが受け取れない方は、送付先を登録することで現在お住いの場所へ通知カードを送付することができます。

対象になる方

- 東日本大震災の被災者
- DV等（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等）被害者
- 長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所し、住所地に誰も居住していない方
- その他、やむを得ない理由により住民票の住所において通知カードが受け取れない方

申請方法 「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、住民票のある市区町村に郵送してください。（住民票のある自治体窓口での登録も可能）
・申請者の本人確認書類のコピー（運転免許証等）
・居所に居住することを証する書類のコピー（医療機関の発行する入院証明書等）
・代理人申請の場合、代理権を証明する書類のコピー
・代理人申請の場合、代理人の本人確認書類のコピー
※申請書は、お近くの市区町村、個人番号カード総合サイト、相談機関などにあります。

申請期間 8月24日（月）～9月25日（金）（必着）
提出・問い合わせ先 〒899-10292

出水市緑町1番3号 出水市役所市民生活課
住民年金係（☎ 4038）

つるのしんと
マイナちゃんによる **マイナンバー通信** ⑦

マイナンバーキャラクター



マイナちゃん

—マイナンバーが通知されます②—

10月から
マイナンバーを
一人一人にお届けします！
通知カードは
大切に保管してください！

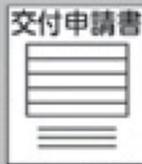


マイナンバーは10月から順次簡易書留で届きます

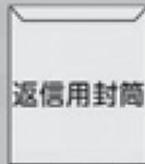
封されるもの



通知カード



個人番号カードの申請書
と 返信用封筒



マイナンバーの
説明書類

個人情報の保護について

- マイナンバーの利用範囲は法律で定められています。
- 個人情報が特定の機関に集約されることはありません。(分散管理方式)
- 個人情報の取り扱いに当たっては個人情報保護法よりも厳しい基準が設けられています。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター(有料)
(☎ 0570 - 20 - 0178)
(全国共通ナビダイヤル)
(☎ 0570 - 20 - 0291)
(外国語(英語)対応)

※午前9時30分～午後5時30分(土・日、祝日および年末年始除く)

- ホームページ(内閣官房)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
問い合わせ先 本庁企画課
行政改革係 (☎ 63 - 4037)

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信 ⑧

—よくあるご質問について—

マイナンバー制度に関して疑問点があるけど、どこに聞いたらいいのかな？



マイナンバー専用のコールセンターやホームページがあるから、利用してみるといいよ。今回はよくある質問について紹介するね。

よくあるご質問について

Q 個人番号カードの有効期限はいつですか。

A 10回目の誕生日（ただし、20歳未満の方は5回目の誕生日）までです。なお、通知カードには有効期限がありません。

Q 個人番号カードは代理でも受取可能ですか。

A 病気、身体の障害等やむを得ない理由により受け取りができない場合は可能です。

Q 通知カード等を紛失した場合どうすればよいですか。

A 本庁市民生活課または各支所総合市民課へ紛失届を提出してください。ただし、個人番号カードは国が設置する個人番号カードコールセンター（24時間365日対応）に連絡した上で市役所に紛失届を提出してください。

Q 個人情報セキュリティは大丈夫ですか。

A 各機関で管理していた個人情報は引き続きその機関で管理し、必要な情報が必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。マイナンバーを基に共通のデータベースを作ることはなく、個人情報情報がまとめて漏れるようなこともありません。各機関においてもこれまで以上のセキュリティ対策を行っています。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

○コールセンター（有料）※年末年始を除く。

☎0570-20-0178

（全国共通ナビダイヤル）

☎0570-20-0291

（英語対応）

※平日 午前9時30分～午後10時

※土・日、祝日 午前9時30分～午後5時30分

○ホームページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

本庁企画課行政改革係 ☎4037

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑨

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



— 1月からマイナンバーの利用が始まります —

来年1月からマイナンバーの
利用が始まるみたいだけど？

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続き
で来年1月から順次利用が始まるよ。
今回は、市役所での手続きについて紹介するね。



- マイナンバーが必要な手続きでは、「番号確認」と「本人確認」が必要になります。
- 番号確認には、通知カード（又はマイナンバーが記載された住民票）が必要になります。
- 本人確認には、運転免許証やパスポートなど身分証明書が必要になります。

マイナンバーの利用範囲(下記以外にも手続きが必要な場合があります。)

マイナンバーが必要な手続きの具体例		提出先
障害者手帳 (身体、療育、精神)	・手帳の交付、再交付申請 ・記載事項（氏名、住所）の変更申請 など	本庁福祉課 各支所総合市民課
障害者福祉サービス	・施設入所等の支給（変更）の申請 ・自立支援医療の支給（変更）認定の申請 ・補装具費の支給の申請	
生活保護	・生活保護の申請 ・就労自立給付金の支給申請	
国民健康保険 後期高齢者医療制度	・保険証の資格取得、喪失、再交付の届け出 ・限度額適用・標準負担額認定の申請 ・高額療養費や療養費の支給申請 など	本庁健康増進課 各支所総合市民課
母子保健	・妊娠や低体重児の届け出 ・養育医療の給付申請	保健センター 各支所総合市民課
介護保険	・介護保険資格取得の届け出 ・要介護認定や要支援認定（更新、変更）の申請 ・被保険者証の再交付申請 など	本庁いきいき長寿課 各支所総合市民課
児童手当	・児童手当の認定請求 ・現況届の提出	本庁こども課 各支所総合市民課
児童扶養手当	・児童扶養手当の認定請求 ・現況届の提出	
市税等 (介護・後期保険料含む)	・各種市税等に関する手続き (個人住民税の申告は2017年度以降分から)	本庁税務課 各支所総合市民課
市営住宅	・入居申込み ・収入申告の届け出	本庁都市計画課 高尾野支所下水道課 野田支所支所建設課
就学援助	・学用品費等や学校給食費の給付申請 ・医療費の給付申請	各小中学校

マイナンバー制度に関する問い合わせ先 ○コールセンター（無料）（☎ 0120 - 95 - 0178）

※午前9時30分～午後10時、土・日、祝日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始除く）

○ホームページ（内閣官房） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先 本庁企画課行政改革係（☎ 63 - 4037）

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑩

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



—個人番号カードの交付が始まります—

僕のところにも通知カードが届いたよ。個人番号カードの交付申請はしないといけないの？

個人番号カードの申請は任意だから、申請は自由だよ。でも、個人番号カードにはいろいろなメリットがあるから紹介するね。



1月から希望者に対して個人番号カードの交付が始まります。

- 個人番号カードは、通知カードと引き換えに希望者に交付されるカードです。
- 個人番号カードの申請期限はありません。ただし、返信用封筒は2017年10月4日が使用期限です。
- 住基カードをお持ちの方は、カードに記載されている有効期限までは利用することが可能ですが、個人番号カードを申請されると、住基カードは返却してもらいます。

通知カードと個人番号カードの違いについて

	通知カード	個人番号カード
様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面（裏面）に記載 ○顔写真を券面に記載
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易書留郵便で世帯ごとに郵送 ○手数料 無料 ○再交付手数料 500円 ○有効期限 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請は任意 ○手数料 無料 ○再交付手数料 1,000円 ○有効期限 10年（未成年は5年）
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号確認書類として利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号確認書類として利用 ○本人確認書類として利用 ○コンビニ交付の利用（住民票、所得証明など） ○電子証明書による電子申請等の利用（e-Tax、マイナポータルなど）
推奨	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもなど本人が行政手続きを行わない方に推奨（有効期限がないため） 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が行政手続きを行う方（「番号確認」、「本人確認」が個人番号カード1枚のできるため） ○住民票などの証明書を取得される方 ○顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター（無料）（☎0120-95-0178）
- ※平日：午前9時30分～午後10時
土・日、祝日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始除く）
- ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

- マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号などを電話などで聞くことはありません。
- 不審な電話などを受けた場合は（消費者ホットライン 188）
- 詐欺などの被害にあわれたら（警察相談専用電話 #9110）

問い合わせ先 本庁企画課行政改革係（☎63-4037）

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑪

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバーの提供を求められる主な事例ー

マイナンバーは、市役所などの行政機関以外にも求められることはあるの？

勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあるよ。今回は、マイナンバーの提供が求められる主なものを紹介するね。



勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります

- 法律に基づき社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。
- 民間事業者はマイナンバーを目的外で利用したり、マイナンバーを用いて行政機関から個人情報を収集することはできません。
- マイナンバー制度の導入後も、行政機関が保有できる個人情報は今までどおり法令に基づくものに限り、行政機関が何でも保有できるようになるものではありません。

マイナンバーの提供が求められる主な事例

提供を求める者 (※代理人または委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険および雇用保険の資格を取得する方 ・国民年金の第三号被保険者（従業員の配偶者）など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方など (例：士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料など)
不動産業者等 (不動産仲介料・使用料（家賃）を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者または法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、年間15万円超の不動産仲介料または不動産使用料（家賃）を受け取る方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をしている方 (※2018年以降、預貯金口座への付番を開始予定。番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、2016年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をしている方 ・国外送金する方または国外からの送金を受領する方 ・生命保険契約・損害保険契約（支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等）または共済契約をしている方 ・先物取引（FX取引等）口座を持っている方 ・信託会社に信託している方 ・1回200万円超の金の地金を売却する方 ・非上場株の配当を受け取る株主など
税務署、日本年金機構(※)、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 ※日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例：生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、税の確定申告等)

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター（無料）（☎0120-95-0178）（☎0120-0178-26（外国語対応））
- ※平日：午前9時30分～午後10時 土・日、祝日：午前9時30分～午後5時30分
- ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

- マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号などを電話などで聞くことはありません。
- 不審な電話などを受けた場合は（消費者ホットライン 188）
- 詐欺などの被害にあわれたら（警察相談専用電話 #9110）

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑫

—個人番号カードの申請期限について—

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



個人番号カードの申請期限はないから、必要と思ったときに申請すれば大丈夫だよ。でも、注意が必要なことがあるから紹介するね。

コンビニで住民票とか取得できるから個人番号カードを申請しようと思うんだけど、申請期限とかあるのかな？



交付申請書について

- 通知カードと一緒に送付された個人番号カード交付申請書は、住所や氏名が変更になると使用できません。
- 新しい申請書は市役所窓口で受け取るか、個人番号カード総合サイトからダウンロードしてください。

交付手数料について

- 個人番号カードのみの交付手数料は無料です。
 - 2017（平成29）年4月1日以降に個人番号カードを申請されると電子証明書発行手数料200円が発生します。
（電子証明書を発行されない場合は手数料はかかりません）
 - 通知カードに同封された返信用封筒の使用期限は2017年10月4日までです。
- マイナンバー制度に関する問い合わせ先 コールセンター（☎0120-95-0178）

個人番号カード交付申請書 ※ 電子証明書発行申請書		〇〇市長宛 (地方公共団体情報システム機構宛)	
申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
番号	花子		
氏名	〇〇県〇〇市△△町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 みほん		
住所	〇〇県〇〇市△△町〇〇丁目〇〇番地〇〇号		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分* 4		
有効期限等 満了日の有無*	有効期限等 満了日*	右欄の赤字表記を希望する (※最大11文字まで(電話番号は1文字))	
		バンゴウ ハナコ	

個人番号カード交付申請書は、住所等が変更になると使えません。

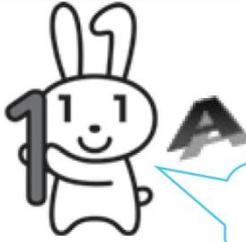
問い合わせ先 本庁企画課
行政改革係（☎63-4037）

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信 ⑬

—電子証明書について—

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバーカード（個人番号カード）に搭載される電子証明書は何のために必要なの？コンビニ交付を利用するためには必要なのかな？

電子証明書は「署名用」と「利用者証明用」の2種類があるよ。出水市の場合は「利用者証明用」の電子証明書がないとコンビニ交付が利用できないんだ。今回は電子証明書について紹介するね。



電子証明書について

- 電子証明書は、マイナンバーカード（個人番号カード）を申請されると一緒に発行されますが、電子証明書の発行を希望しないことも可能です。
- 電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。
- ※署名用電子証明書は、15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。



署名用電子証明書
利用者証明用電子証明書

署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の違いについて

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
内容	<p>電子署名</p> <p>申請書等（平文） + 電子署名（申請書等を秘密鍵で署名） + 公開鍵+電子証明書（基本4情報含む）</p> <p>「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。</p> <p>※基本4情報とは、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」のことです。</p>	<p>利用者証明</p> <p>公開鍵+電子証明書</p> <p>「ログイン等した者が、利用者本人であること」を証明することができます。</p>
利用例	<p>インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用</p> <p>○ e-Tax の利用</p> <p>○ オンラインバンキングの登録</p> <p>等</p>	<p>インターネットサイトやキオスク端末等にログインする際に利用</p> <p>○ コンビニ交付（出水市の場合）の利用</p> <p>○ マイナポータル利用</p> <p>○ オンラインバンキングのログイン</p> <p>等</p>
暗証番号	6～16桁の英数字	4桁の数字
有効期限	<p>5年間（5回目の誕生日まで）</p> <p>※住所、氏名等が変更した場合は失効します。</p> <p>※利用者証明用がある場合は、利用者証明用と同じ有効期限までになります。</p>	<p>5年間（5回目の誕生日まで）</p> <p>※発行申請をした際に、マイナンバーカードの有効期限が5年未満の場合はマイナンバーカードの有効期限までになります。</p>
手数料	<p>200円</p> <p>※2017年3月31日までは、マイナンバーカード交付申請と同時に発行した場合は無料です。</p> <p>※有効期間満了に伴う発行申請など、「署名用」と「利用者証明用」を同時に申請する場合は200円（利用者証明用の発行手数料が無料になります。）</p>	200円

マイナンバー制度に関する問い合わせ コールセンター（☎ 0120 - 95 - 0178）（☎ 0120 - 0178 - 26（外国語対応））

マイナンバー制度に関するホームページ マイナンバー制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

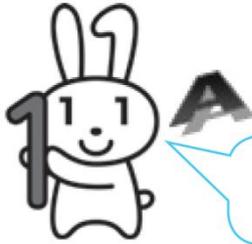
問い合わせ先 本庁企画課行政改革係（☎ 63 - 4037）

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑭

—マイナンバーQ&A①（制度全般）—

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度に関して分からないことがあるんだけど？

今回は、国が作成したマイナンバーQ&Aを紹介するね。
「制度全般」「個人情報保護」「マイナンバーカード・マイナポータル」の3回に分けて紹介するよ。



マイナンバーQ&A①【制度全般】

Q1 これまで生活に支障がなかったのに、なぜマイナンバー制度を導入するのですか。

A1 これまでも、例えば、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象者かどうかを確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間で情報のやり取りがあり、それぞれの番号で個人の情報进行管理していたため、氏名や住所などでの個人の特定に時間と手間をかけていました。

マイナンバーの導入で、社会保障、税、災害対策の3分野について、共通の番号を導入することにより、個人の特定を確実に速く行うことができるようになります。

Q2 制度導入による具体的なメリットは何ですか。

A2 マイナンバーのメリットは、①行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられること。②社会保障・税に関する行政の手続きで添付書類が削減されることやマイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性の向上。③所得をより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること。の大きく3つです。

Q3 どのような場面で使うのですか。

A3 マイナンバーを誰がどのような場面で使うかは、法律や条例で決められています。具体的に言うと、国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、

税、災害対策の分野で利用します。

年金、雇用保険、医療保険の手続きや生活保護、児童手当その他の福祉給付、確定申告など税の手続きなどにマイナンバーの記載が求められます。
※税や社会保険の手続きを勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって手続を行う場合があります。

Q4 預貯金や資産まで行政の職員などに見られてしまうのですか。

A4 昨年9月のマイナンバー法改正で2018年を目途に預貯金口座へのマイナンバーの付番が始まる予定です。ただし、マイナンバーの付番は義務ではなく任意です。

Q5 副業が会社にばれてしまうというのは本当ですか。

A5 マイナンバー制度導入に伴い、地方関係手続きが変更されるわけではなく、副業を行っていることが会社に分かるものではありません。
住民税の税額等は、特別徴収額の決定通知書により給与支払者を経由して納税義務者に対して通知されていて、この通知書に前年の給与収入合計額が記載されているため、現在でも、勤務先の企業が支払った給与額との比較で、副業を行っていることが分かる場合もあります。

Q6 マイナンバーは誰にでも提供していいのですか。

A6 マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに

他人に見せてはいけません。具体的な提供先は、税務署、地方公共団体、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などです。
※個人のブログなどでマイナンバーを公表すると、法律違反になる可能性もあります。

Q7 マイナンバーを取り扱う場合に何に注意すればいいですか。

A7 マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードやマイナンバーカードをなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないようにしてください。

行政機関などが口座番号や口座の暗証番号、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることはありません。銀行のATMの操作をお願いすることもありません。このような内容の電話、手紙、メール、訪問などには絶対に応じないよう注意してください。

Q8 マイナンバーは希望すれば自由に変更できますか。

A8 マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使っていたとき、自由に変更することはできません。
ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合には本人の申請や市長の職権で変更することができます。

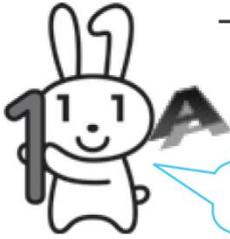
マイナンバー制度に関する問い合わせ先
コールセンター（無料）
☎0120-9510178

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑮

—マイナンバーQ&A②【個人情報保護】—

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度全般について疑問が解けたよ。
今回は、個人情報保護だね。



前回に引き続き、マイナンバーQ&Aについて紹介する
ね。今回は【個人情報保護】についてだよ。

Q1 国が個人情報を一元管理するとい
うのは本当ですか。

A1 マイナンバー制度導入により、情
報を「一元管理」するようなことはあ
りません。情報の管理に当たっては、
今まで各機関で管理していた個人情報
は引き続きその機関が管理し、必要な
情報を必要な時だけやりとりする「分
散管理」という仕組みを採用していま
す。

特定の共通データベースを作ること
もありませんので、まとめて情報が漏
れることもありません。

Q2 マイナンバーが漏れいする危険が
ありませんか。その場合、海外のよう
ななりすまし被害が起こる危険があり
ませんか。

A2 マイナンバー制度では、制度・シ
ステム両面でさまざまな安全管理措置
を講じています。具体的には、そもそ
もマイナンバーのみでは手続きができ
ないようにしているほか、情報の分散
管理やシステムへのアクセス制御、通
信の暗号化などを行います。

さらに、独立性の高い第三者機関(個
人情報保護委員会)が監視・監督を行
い、故意にマイナンバーを含む個人情
報の提供などをすれば、厳しい罰則が
適用されます。

Q3 マイナンバーが漏れいすると、芋
づる式に個人情報が漏れるおそれはあ
りませんか。

A3 マイナンバー制度では、個人情報
が一つの共通データベースで管理され

ることは一切ありません。例えば、国
税に関する情報は税務署に、児童手当
や生活保護に関する情報は各市町村に、
年金に関する情報は年金事務所などに、
これらでどおり情報は分散して管理し
ます。

役所の間の情報のやりとりは、マイ
ナンバーではなく、システム内でのみ
突合可能な、役所ごとに異なるコード
(暗号化された符号)で行うので、1
カ所で漏れいがあつても他の役所との
間では遮断されます。仮に1カ所でマ
イナンバーを含む個人情報が漏れいし
たとしても、個人情報を芋づる式に抜
き出すことはできない仕組みです。

Q4 マイナンバーカードのICチップ
から重要な個人情報が筒抜けになりま
せんか。

A4 まず、マイナンバーカードのIC
チップには税や年金の情報、病歴など
のプライバシー性の高い情報は記録さ
れません。さらに、ICチップの情報
を確認するには暗証番号が必要で、暗
証番号を一定回数間違えると使えなく
なります。仮に、ICチップの情報を
不正に読み出そうとすると壊れてしま
うなど、さまざまな安全管理措置が講じら
れています。

Q5 日本年金機構はいつからマイナン
バーを扱うのですか。

A5 日本年金機構の情報流出事案を受
け、各種ガイドラインの見直しなどを
行い、関係機関を挙げてセキュリティ
対策の強化を進めています。

日本年金機構におけるマイナンバー
の利用開始時期については、先の国会
で成立したマイナンバー法改正におい
て、2016年1月からではなく、一
定期間延期することになり、日本年金
機構の対策の状況を踏まえ、今後、判
断されることとなります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先
コールセンター(無料)

(☎0120-9510178)
(☎0120-0178-26 (外国
語対応))

平日 午前9時30分～午後8時
土日祝 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始除く)

マイナンバー制度に関するホームページ
マイナンバー制度(内閣官房)

[http://www.cas.go.jp/seisaku/
bangoseido/](http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/)

個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbangocard.go.jp/>

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘
や個人情報の取得にご注意ください!

○マイナンバーの通知や利用などの手続
きで、口座番号などを電話などで聞く
ことはありません。

○不審な電話などを受けたら
(消費者ホットライン 1888)

○詐欺などの被害に遭われたら
(警察相談専用電話 #9110)

問い合わせ先 本庁企画課行政改革係
(☎4037)

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信¹⁶

ーマイナンバーQ&A③ー

マイナンバー制度の個人情報保護について疑問が
解けたよ。今回は何かな。

最後のマイナンバーQ&Aについて紹介するね。今回は
【マイナンバーカード・マイナポータル】についてだよ。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



【マイナンバーカード・マイナポータル】Q&A

Q1 マイナンバーカードは何に使えるの？通知カードとの違いは何ですか。

A1 マイナンバーカードは住民基本台帳カードと同様、顔写真が付いている本人確認を行うことができますので、身分証明書として使用できるほか、搭載されているICチップを利用して、コンビニ交付など地方公共団体が定めるサービスに利用できます。また、e-Taxなどの税の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。カードは、申請すれば無料で交付されます。

通知カードは紙のカードで、写真がないのでカードだけでは本人確認ができません。マイナンバーが必要な手続きでは併せて運転免許証など原則顔写真付きの身分証明書が必要です。

Q2 マイナンバーカードはレンタル店などで身分証明書として使ってもいいのですか。

A2 マイナンバーカードには氏名、住所、生年月日、性別が記載され、顔写真がありますので、レンタル店などで身分証明書として広く利用が可能です。ただし、カード裏面のマイナンバーをレンタル店などが書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。

マイナンバーカードは、裏面のマイナンバーなどを隠すビニールケースに入れて交付されます。

Q3 マイナンバーカードのICチップの使用には暗証番号が必要ですか。

A3 マイナンバーカードの交付の際に暗証番号の設定が必要です。暗証番号は、4ケタの数字と6文字以上16文字以下の英語と数字を組み合わせたものです。生年月日など推測されやすい番号は避けて、暗証番号をマイナンバーカードに直接書き写したりしないよう、しっかりと管理してください。

Q4 マイナンバーカードの有効期限はありますか。

A4 20歳以上の場合は、10回目の誕生日が、20歳未満の場合は、5回目の誕生日が有効期限になります。なお、通知カードには有効期限はありません。

Q5 通知カードやマイナンバーカードに視覚障害者に対する配慮はなされるか。

A5 通知カードを送付する封筒には「まいなんばーつうち」という点字加工がなされます。マイナンバーカード申請時に申し出ていただくと、名前（カナ）の点字表記を行います。通知カードを送付する封筒やマイナンバーカード交付申請書には、音声コードを付けています。

Q6 通知カードの送付やマイナンバーカードの取得の際にDV被害者等に対する配慮はなされますか。

A6 通知カードは、事前に市町村の窓口で居所登録申請を受け付けた人については、住民票の住所ではなく、登録

された居所に送付します。居所登録できなかった人についても、通知カードが加害者等に届いた場合にはマイナンバーを変更して新たな通知カードを送付することも可能ですので、住民票のある市区町村に相談してください。マイナンバーカードについても、DV被害者等については、住民票のある市区町村ではなく、居所地の市区町村への申請も可能としています。

Q7 マイナポータルとは何ですか。高齢者や障害者の利用に対する配慮はなされますか。

A7 自分だけのポータルサイトで、行政機関がマイナンバーを含む個人情報をいつ、どことやりとりしたのか確認ができるほか、行政機関が保有する自分に関する情報（社会保険料の支払金額等）や行政機関から自分に対するお知らせ情報を自宅のパソコンなどで確認できます。また、引越しなどの際の手続きのワンストップ化も検討しています。画面設計などは高齢者や障害者の使いやすさにも配慮するほか、パソコンを持たない方については、公的機関への端末設置を予定しています。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先
コールセンター（無料）

☎0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分

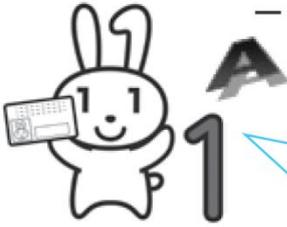
問い合わせ先 本庁企画課行政改革係
☎4037

つるのしんと
マイナちゃんによる

マイナンバー通信⑰

—マイナンバーカードを申請しましょう！—

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



先月までのQ&Aでマイナンバー制度についての
疑問が解けたよ。今回は何かな。

マイナンバーカード（個人番号カード）についてももう一度
紹介して、最後の通信にするね。
※今回で、マイナンバー通信は最終回です。



申請方法

郵便申請 スマートフォン パソコン まちなかの証明用写真機*

※まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。

郵便申請イメージ

申請書の部分を切り取る 必要事項を記入し顔写真を貼る 返信用封筒に入れる ポストに投函

申請方法の詳細については公式サイトでござんください。
マイナンバーカード 申請 検索

※カードの申請は任意になります

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

コールセンター（無料） ☎ 0120 - 95 - 0178 ☎ 0120 - 0178 - 26（外国語対応）

※平日：午前9時30分～午後8時、土・日、祝日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始除く）

マイナンバーカードのメリット

- マイナンバー（個人番号）の証明書として利用できます。
- 本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。
- コンビニで各種証明書（住民票、印鑑登録証明書、所得証明書）が取得できます。
- 電子証明書による電子申請等（e-Tax、マイナポータルなど）が利用できます。

発行手数料について

- 個人番号カードのみの交付手数料は無料です。
- 2017年4月1日以降に個人番号カードを申請すると電子証明書発行手数料が200円掛かります。（今後の政策により変更する場合があります。）

今後の利活用

- ワンカード化（ポイントカード、タスポカード、診察券等）の推進
- 健康保険証のオンライン資格確認（マイナンバーカードを健康保険証として利用）の実現
- マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスの実現 など

ありがとうございました

